

# 抱っこひもの検査マニュアル

一般財団法人製品安全協会

制定 1976年3月29日

改正 1984年9月10日

改正 1988年5月15日

改正 2009年3月6日

改正 2015年4月20日

改正 2015年5月13日

## I 目的

本検査マニュアルは、抱っこひものSG基準（26安全業G第189号2015年3月10日）の各項目の解釈及び試験方法の詳細を定めたものであり、本検査マニュアルに疑義が生じたときは、一般財団法人製品安全協会及び業務委託検査機関等との間で協議し、対応を決定する。

## II 形式分類

袋式：袋式の構造は、肩ベルトの外側に乳幼児を保持する構造を有すもので、乳幼児を保持する部分は、袋形状でないものも含む。

例：装着時に肩ベルトを先に取り付け、その後に乳幼児を保持する部分を装着する構造のもの。

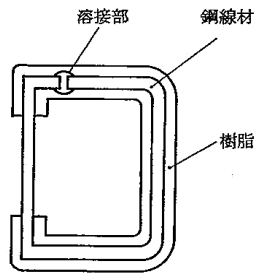
## III 安全性品質

### 1.(1) 基準

- a) 「傷害を与えるような」とは、突起、角部、尖頭部、ばり、き裂、破損又はゆるみなどで着脱若しくは使用中に身体各部に傷害を与えるおそれのある部分をいう。
- b) 樹脂製テープの熱切断面についても、ばりやとがりがないことの検査の対象とする。
- c) 樹脂バックルなどの硬い部品類は、直接乳幼児の肌に触れる可能性がある場合は、布カバーなどで覆うこと。ただし、接する箇所が、乳児及び保護者が常に衣服を着ている箇所である場合は除く。
- d) 使用中身体に触れる部分に使用されている繊維製品、合成皮革などは、柔軟性があり乳幼児及び保護者の身体になじむものであること。従って、帆布などのように剛質性のものは適さない。
- e) 肩帯又は腰帯を細結びにしたとき、容易にほどくことができなくなる恐れのある繊維材料を使用したものにあつては、しん（芯）地又は共地などで帯の厚みを増すことによりほどき易くなるような処置が施されていること。

### 1.(2) 基準確認方法

バックルについては、かみ合わせの状態を確認し、かたすぎたり緩すぎたりしないことを確認する。また、リング等で、鋼線材を用いた環状部品にあつては、接合部が溶接されていることを確認すること（図1参照）。



鋼線材の接合部に溶接が施されている

参考例

図 1

### 1.(3) 基準

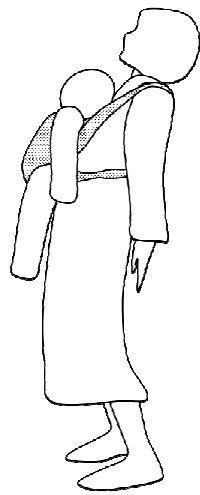
「乳幼児の手足の届く範囲」とは、通常の使用状態（抱っこされた状態）の姿勢の乳幼児が届く範囲をいう。

### 1.(3) 基準確認方法

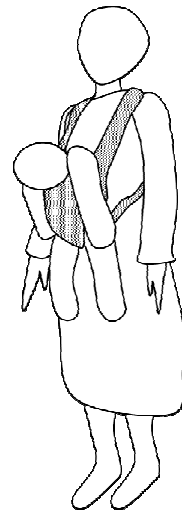
- a) 検査の対象となる箇所には、以下が含まれる。
  - ・ はめ込まれたバックルのはめ合いに生じるがたによる開閉するすき間  
（開かれたバックルの凹側の開口部は含まれない。ただし、使用状態の乳幼児が容易に手が届く範囲にある場合は、カバー等で手指が入らない状態であること。）
  - ・ スライドファスナの引き手の穴。
  - ・ ベルトがとおっているバックルの調節側の通し部（ただし、40N 以下の力で栓ゲージが入る箇所のみ）

### 1.(4) 基準確認方法

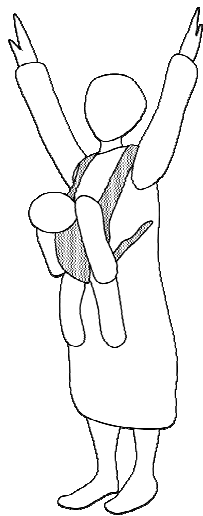
- a) 落下防止構造で包み込む形状等とは、乳幼児の臀部下面から上肢下部までの背面及び側面（側面は半分以上）を覆う形状であることをいう。なお、原則として6か月ダミーを使用し確認する。
- b) 7動作モードは、図2によること。なお、各動作は勢いをつけずに行うこと。
- c) 順序は基準確認方法の順とし、各動作を2、3回実施する。各動作でダミーにずれが生じた場合には、セット仕直して次の動作を行う。なお、ダミーは原則として着衣させた状態で試験を行うものとする。また、装着者については白衣を装着して試験を行うことが望ましい。
- d) 緩く装着した状態とは、抱っこひもにダミーを入れて装着し、次にソフトボール(3号球：直径約9.7cm)を装着者のみぞおちの下付近に挟んだ状態で調節し、その後ソフトボールを外して各動作を行う。緩い状態の調節は原則として肩ベルト部で行い、その他のベルト類は取扱説明書に従って装着する。
- e) 試験は、各形式分類ごとに行う。  
また、頭当て（インナー等）を取り外すことができるものにあつては、頭当てを付けた状態と付けない状態で、それぞれの使用開始年齢の最も近いダミーで確認すること。
- f) 新生児の横抱っこ時の横方向の動き（乳児の頭部が一方にずり落ちそうな状態）については、軽く手を添えてもよい。
- g) 新生児ダミーの詳細については、製品安全協会に照会できます。



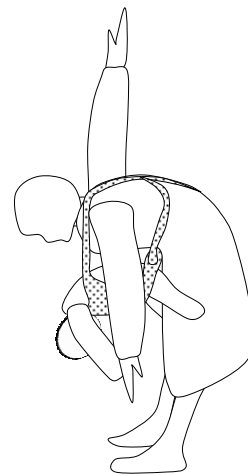
④後ろに反る



⑤軽く飛び跳ねる



⑥両手を上下する



⑦前に屈み片手を下げ、床から 10cm まで片手の指先を下げる(膝は曲げない)

図2 保持性確認のための基本動作

#### 1. (5) 基準確認方法

腰ベルトの幅は原則として、乳幼児の臀部下に該当する中央部分を測定する。

#### 1. (6) 基準

横抱っこ式の中には、原則としてスリングタイプのものも含む。

#### 1. (6) 基準確認方法

腰ベルトの位置は、新生児ダミーを取扱説明書に従って正常な状態に保持し、股ベルトにあたる最も深い部位からの深さが 70mm 以上であることをスケール等により確認すること。

横抱っこ式の股ベルト構造には、肩からの吊りベルトに連結されたもの、股の部分で折り返すような前当て構造のものも含まれる。伸縮性の股繰りは原則として腰ベルトとはみなさないものとする。（伸縮の程度と強度によって評価する）

#### 1. (7) (a) 基準確認方法

a) 横抱っこの背当て構造とは、胴部を保持する構造であることを新生児ダミーで確認すること。取外し式や挿入式の背当てパッドを用いる場合は、それを装備した状態で確認すること。なお、そのパッドのみで保持する必要はなく、周囲のベルトや身体・体重支持布部などと共にトータルで保持する構造であればよい。

b) 頭当ては、新生児のダミーの後頭部が頭当てから出ないこと。また、頭当てを取り外して使用することを目的として設計されているものにあつては、取り外したときホックなどの止め具が直接身体に接触しないよう柔軟性のあるもので被覆などの処置が施されていること。

c) 背当てによって股関節脱臼防止構造を構成するものにあつては、背当てが乳児の股部まで位置し、乳児の脚の動きを制約しないものであることを新生児ダミーを用いて確認すること。

備考；股関節脱臼防止構造とは、乳児の脚の動きを制約しない構造（脚が真っ直ぐな状態にされない構造）をいい、脚部まである広い背当て構造などがあるものをいう。

#### 1. (7) (b) 基準確認方法

a) 背負い式及び縦抱っこ式にあつては、背当て構造を必須とする。

b) 背当て構造とは、芯材が入ったもの、乳幼児の体重で上半身が容易に傾くことがないよう、厚布、補強ベルト、布等で支持されていたりすること。

これらは、乳幼児の発育に応じて、折り返したり、高さを調節できたり、利用形態に応じて取り外したりできるものであつてもよいが、必要な際に必要な状態で確実に使用されるよう、説明書等で利用について明示すること。

c) 背負い式の背当てについて、幅は背面が外にでないもので、たけ（丈）はでん部下面から上肢下部までの背面が覆われているものであること。ただし、背当てがX形などのように覆われないものの幅は、図3のとおりとする。なお、たけが長く腰帯を切離して使用できるものにあつては折り返した状態で確認する。

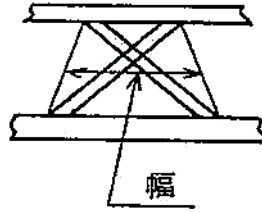


図3 背負いの場合

- d) 縦抱っこ式の背当ては、背面全面を覆うことができること。  
 なお、たけが長く腰帯を切り離して使用できるものによっては折り返した状態で確認する。
- e) 腰抱っこ式にあっては、腰がすわる前から使用するもの（4月～6月から使用開始のもの）は、背当て構造を必須とする。

1. (7) (c) 基準確認方法

「確実に保持する構造」とは、頭部から背中までを保持し、乳幼児の体重で頭部が容易に傾くことがないよう、厚布、補強ベルト、布地等で支持されていたりすること。  
 また、新生児ダミーをセットしたときに、乳幼児の頭部が後方に傾いたり、左右方向に著しくずれたりしないことを確認すること。

1. (7) (d) 基準確認方法

- a) 背当て及び頭当てが取り外せるものは、使用中に容易に外れたり、位置がずれないように、1. (4) 基準確認方法の①～⑦の動作を行い、保持されていることを確認すること。
- b) 背当て及び頭当てが、本体とは別売りになっているものは、別売り部分を含めてSG基準全体の試験を行うこと。また、抱っこひも本体の専用の背当て及び頭当てであることが分かる内容を、本体又は説明書等に記載があることを確認すること。

1. (8) 基準

「二重の固定装置」とは、ベルト及びフック等で二重に保持されている構造や、2箇所の固定装置等で保持されている構造をいう。

1. (9) 基準確認方法

- a) 対象は、肩ベルト、腰ベルト等の乳幼児の身体を保持する調整・固定具とする。  
 直接乳幼児の落下につながらない保護者の腰部での固定ベルトや、身体へのフィット性を高めるためだけの調整部位のものは対象としない。ただし、使用者が装着する腰ベルトや胸ベルト（左右が開かないように形態を補正するベルト）は対象とする。  
 ここでいう樹脂製の調整・固定具には、樹脂製のバックル（凹側と凸側をはめ込むもの）、樹脂製のO環、樹脂製のD環が含まれる。なお、長さ調整だけの用途の樹脂製ラダーは含まれない。
- b) いずれかの調整・固定具を解除し、1. (4) 基準確認方法に示す②の動作を行い、ダミーがただちに落下しないかを確認する。

- c) 使用するダミーは、原則として適用年齢範囲内の小さめのものを使用する。また、頭当て（インナー等）を取り外すことができるものにあつては、頭当てを付けた状態と付けない状態で、それぞれの使用開始年齢の最も近いダミーで確認すること。

#### 1. (10) 基準確認方法

- a) 長さ又は位置が調節できる構造のものは、容易かつ確実に調節でき、緩みにくい構造であることを確認する。なお、ここでいう「緩みにくい構造」の解釈は、次のとおりとする。

尾錠の位置が変化することによって尾錠の締め付け機能が低下する形状のものにあつては、尾錠の位置が変化しないよう保持されていることを目視、操作により確認すること。

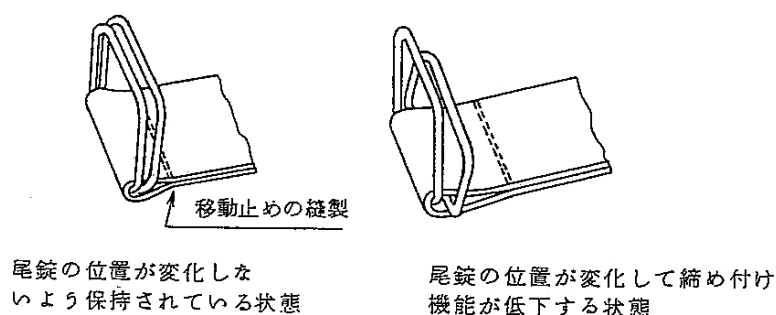


図4 尾錠の構造

- b) 「フック又は引っかけるだけのフックのみの構造」とは、不完全な状態（半がかりや、溝が開いて抜けやすくなったりした状態）になった場合に乳幼児が落下するおそれがある状態となる構造のものをいう。

ただし、フックやフック以外の別の方法で二重の落下防止機構などを有する場合はこの限りではない。

#### 1. (11) 基準確認方法

- a) 正常な使用状態にあつたとき、乳幼児の首に届く垂れ下がった状態のストラップ類があつた場合、そのストラップ類が首に届いている長さが 220mm 以上あつてはならない。
- b) ここでいうストラップ類には、乳幼児を保持するための腰ベルト等は含まない。乳幼児を保持するための肩ベルトを有しているもので、ベルトに幅 30mm 以上の厚布等のカバー等で覆っているものにあつては、そのカバー部分はストラップ類の長さに含まない。また、使用者が装着する胸ベルト（左右が開かないように形態を補正するベルト）や肩ベルトの先部は含まない。
- c) ストラップ類の太さは、25N の力で張力をかけたとき、1.5mm 以上であること。

## 2. (1) 基準

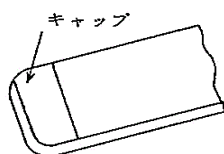
上糸又は下糸の切れ、縫い外れ、著しいつれ、たるみ、縫い目曲がり等がなく、縫い始め及び縫い終りには返し縫いが施されており、かつ、ねじれ、穴場、切り傷及び裂け傷等の変形がないこと。

## 2. (2) 基準確認方法

伸縮性をもたせた部分を2回ないし3回伸縮させて調べる。

## 2. (3) 基準

「抜け止めの処理」には、端末にキャップを被せる処理も含まれる。



端末にキャップを被せる処理

図5 抜け止めの処理

## 2. (4) 基準

- a) 引き裂き方向に力がかかる部位とは、原則として体重のかかる箇所で布地が直交する部位をいう。
- b) 「力布等」とは、冑（かんぬき）等も含む。

## 2. (4) 基準確認方法

50Nの力は、直接生地にプッシュプルゲージをかけて引っ張るか、予め50Nの力加減を確認したのち、手により引き裂き方向に力を加えて確認してもよい。

## 3. (1) 基準確認方法

- a) 当該規定には、股ベルト、腰ベルト部、並びにそれらに相当する縫い付け部位も検査対象とする。
- b) 引張強度値は、原則として第一次の降伏点の値とするが、基準値まで引っ張り各部に破損等がないものはこの限りではない。
- c) D及びEの箇所（スリングタイプを含む）にあつては、基準値を、生地幅を乳幼児の胴幅に相当する幅<sup>\*1</sup>で換算し、試験を行う。

換算は適用範囲が生後12月までは130mm、24月までは140mm、36月までは150mmとする。

例として、12月までの場合では、50mmの試料片幅における引張力は次のように算出される。なお、引張力が200Nを超えるものは、上限値200Nとする。

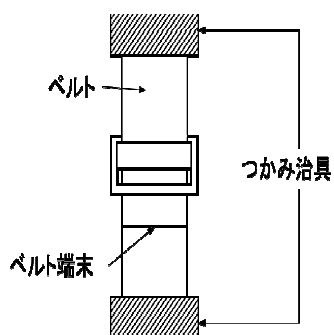
$$(300 \text{ N} / 130\text{mm}) \times 50\text{mm} = 115\text{N}$$

備考<sup>\*1</sup> 身体計測データ出典：『平成19年度 機械製品の安全性向上のための子どもの身体特性データベースの構築及び身体特性データベースを用いた人体損傷可視化手法の開発に関する調査研究報告書』，人間生活工学研究センター，2008.3，p.45，腸骨稜幅の満年齢別統計値（12月の胴幅 122mm、24月 135mm、36月 149mm）

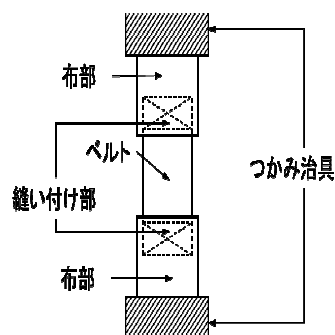
の値を元にした数値)

- d) 肩ベルトが1本構造のものは、1本で標準製品（肩ベルト2本構造）の2本分の体重を支持する箇所は、表1の荷重値を2倍にして試験する。なお、このように2倍の荷重値での試験を行うのは、肩ベルトに相当する箇所のみとする。  
ただし、腰ベルト付きにあっては、腰ベルト付の引っ張り力で荷重値を2倍にして試験を行う。
- e) 腰ベルト付きで、Dの箇所にバックル等を含む場合には、Cの箇所の試験要領で行う。
- f) 「ストリップ法を準用して測定する方法」における試験箇所、つかみ幅、つかみ間隔、引張速度等は以下のとおりとする。

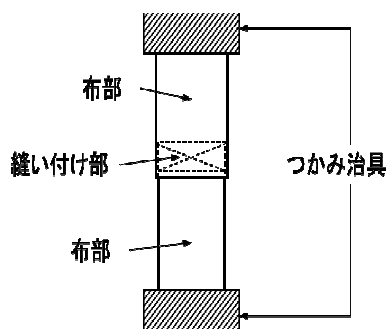
- ① 試験する箇所は、A及びB（CとDの一部を含む）にあっては背当てなどが縫い付けられた箇所及び部分的にクッション材が使用されている箇所を除く任意の箇所（ただし、全域にクッション材が使用されているものは背当てなどが縫い付けられた箇所を除く任意の箇所とする。）、Cにあっては肩帯を腰帯の止め具に通した状態で左右のいずれか一方とする。  
D及びEにあっては、背当てが肩帯及び腰帯に縫い付けられている部分の背当ての幅の中央部を原則とする（乳幼児の体重を最も支持する部位になるよう採取する。）。基準値の換算は、上述のc)のとおりとする。  
なお、ベルト等を縫い付けている場合や、布との縫い付け箇所の引っ張り試験のつかみ例は、図6のように行うものとする。



ベルトに調節具が取り付けられている場合



布にベルトを取り付けている場合



布と布を縫い付けている場合

図6 ベルトや縫い付け部のつかみ例



- ② つかみ幅は、A、B及びCにあつては全幅、D及びEにあつては 50mm（ただし、50mmに満たない場合はその幅とする。）とする。
- ③ つかみ間隔は、A、B及びCにあつては 100mm（ただし、100mm で試験ができないものは試験ができるつかみ間隔であつて 100mm の最近間隔とし、Cについては腰帯に取り付けられている止め具の脱落防止のための外皮補強材はつかまないものとする。）、D及びEにあつては背当てと肩帯又は腰帯の縫い付け部であつて上下各々 25mm とする。
- ④ 腰ベルト付のもので、A及びDの箇所にバックル等が取り付けられているものにあつては、上述のCの引っ張り方によって確認する。
- ⑤ 引張速度は、300mm/min± 20mm とする。

### 3. (2) 基準確認方法

対象となる部位は、原則として乳幼児の体重を支える部分とし、乳幼児の姿勢などを保持する箇所に用いられているバックル等は除く。ただし、装着者が調整するバックル（胸バックル等）も対象とする。

### 3. (3) 基準確認方法

- a) 大人の人体模型は、十分剛性を有する材料で作られており、抱っこひもが背負った状態で正常に装着でき、外れたりしないものであること。なお、人体模型の臀部や足部は有していなくてもよい。
- b) 砂袋は直径約 150mm、質量約 10kg とする。
- c) 抱っこひもを人体模型に装着し、乳幼児を入れる開口部が直径約 200mm になるように調整した状態で砂袋を落下させる。  
ただし、直径が 200mm に広がらないものにあつては、最大の開口部の状態で試験を行う。なお、原則として試験は内径が約 200mm の筒を開口部に入れて試験を行う。
- d) ベルトの緩みは、肩ベルトの末端の長さを測定し、試験後に緩みが 30mm 以下であることを確認する。
- e) 袋式の抱っこひもにあつては、幅調整用ベルトの直径を約 200mm に調整した状態で尾錠からベルト末端までの長さ  $l$  についても緩みが 30mm 以下であることを確認する（図 7 参照）。

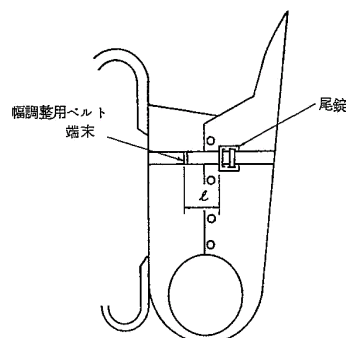


図 7 袋式の緩み計測の基準値の決定

f) 繰り返し衝撃試験は、砂袋を抱っこひもの底面に落下させるものとする。

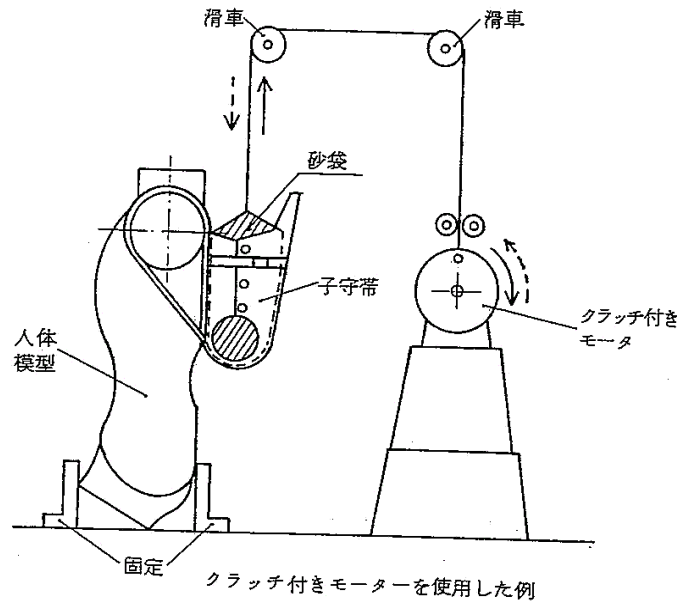


図8 繰り返し衝撃試験例

g) バックル等のベルトの緩み量は、以下により算出するものとする。

$$\text{緩み量 (30mm 以下)} = l_2 - l_1$$

$l_2$  繰り返し落下試験前のバックル等のベルト端末までの長さ

$l_1$  100回繰り返した後のバックル等のベルト端末までの長さ

h) ・ 公的検査機関（国又は自治体の試験検査機関若しくは検査協会）あるいはそれに準ずる機関の試験に合格した旨の証明書（試験成績書）により確認すること。

- ・ 同一材料であっても、工場登録・型式確認の場合、原則として型式更新毎に取得すること。ロット認証による場合、2年毎に検査を実施し、成績書を申請時に添付すること。

#### 4. (1) 基準確認方法

著しいさび、うき、はがれ、つき回り不良、ピンホールなどは、防せい処理が施されているとはみなさない。

#### 4. (2). (a) 基準確認方法

- ・ 「繊維材料」の試験は、公的検査機関（国又は自治体の試験検査機関若しくは検査協会）あるいはそれに準ずる機関の試験に合格した旨の証明書（試験成績書）により確認すること。

- ・ 同一材料であっても、工場登録・型式確認の場合、原則として型式更新毎に取得すること。ロット認証による場合、2年毎に検査を実施し、成績書を申請時に添付すること。

と。

- ・試験は、表地及び芯地について確認するものとする。

#### 4. (2). (b) 基準確認方法

紫外線照射器（赤外線波長は 3,650 Å（オングストローム）±50 Å（オングストローム）のもの）により試験を行うものとする。

#### 4. (3) 基準確認方法

「第4 おもちゃ」の規定に従って行う試験の区分又は取扱い等は、次のとおりとする。

- (イ) 「A おもちゃ又はその原材料の規格」により試験を行う合成樹脂製部品は、塩化ビニール重合体を主体とするもの、ポリエチレンを主体とするもの及び可塑化された材料からなる部品とし、合成樹脂製塗料は塩化ビニール樹脂塗料とする。
- (ロ) 「B おもちゃの製造基準」による試験は、総ての合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料について行うものとする。

なお、試験は、次に示す色系統ごとに行う。ただし、試験試料ごとに行う。ただし、試験試料の大きさ約 5cm<sup>2</sup>の範囲で柄又は模様面（印刷面を含む。）が単色になる場合は単色毎とし、混色になる場合は混色で行うものとする。

- 赤色系統のもの
- 黄色系統のもの
- 青色系統のもの
- 白色系統のもの
- その他のもの

- (ハ) 複合体で表と裏の構成のことなるもの（例えば、ビニルレザークロスのように表面がビニルシート、裏面が布製のもの）で片面のみが身体に接触すると認められるものは、その片面について試験を行うものとする。
- (ニ) ・公的検査機関（国又は自治体の試験検査機関若しくは検査協会）あるいはそれに準ずる機関の試験に合格した旨の証明書（試験成績書）により確認すること。
  - ・同一材料であっても、工場登録・型式確認の場合、原則として型式更新毎に取得し、ロット認証による場合、2年毎に検査を実施し、成績書を申請時に添付するものとする。

#### 5. 付属品

- 5. (1) 付属品には、通常の使用状態で乳幼児の手足の届く範囲にあるボタン等も含め、確認すること。

## 1 表示

### 1. (3) 基準

・適用対象月齢は、原則として月齢を基本、そこに体重を付記してもよいものとする（体重は必須ではない）。ただし、最大使用月齢については、体重を併記すること。

なお、体重表記については、原則として「平成 22 年 乳幼児身体発育調査報告書を参考として、90 パーセンタイル値を目安として用いること。

・使用月齢が S G 基準で定める適用対象月齢の範囲外を含む製品に、S G マークを表示しようとする場合には、「抱っこひもの S G 適用対象月齢の表示についてのガイドライン」に示す対応をとることにより、S G 基準の適用対象とする。

なお、このガイドラインは S G 基準で定める適用対象月齢が誤認されないためのガイドラインであり、この主旨と異なる場合には協議により対応を行う。

\* 「使用月齢」とは各社で定めた形式毎の月齢をいう。

## 2 取扱説明書

2. (5) (d) ⑥ 料理、家事、自転車等のリスクの参考例を以下に示す。

- ・料理での使用は、やけど等のおそれがある旨。
- ・家事での使用は、屈んだときに転落するおそれがある旨。
- ・自転車での使用は、倒れたときに重篤な危害になるおそれがある旨。

## 抱っこひものSG適用対象月齢の表示についてのガイドライン

使用月齢がSG基準で定める適用対象月齢の範囲外を含む製品に、SGマークを表示しようとする場合には、次の対応をとること。 \* 「使用月齢」とは各社で定めた形式毎の月齢をいう。なお、「新生児」という表現も1か月未満の月齢とみなす。

### 1. 外装（パッケージ）について

(1) 外装面には、次の対応を行うこと。

- ① 製品安全協会支給のSGラベルは外装面に貼付すること。
- ② SGラベルの近傍かつ見やすい箇所に、SG基準で定める全ての使用形態と適用対象月齢を記載すること。(記載例①参照)
  - ・ SG基準で定める形式分類毎に記載すること。ただし、製品に該当しない形式については省略できる。
  - ・ 記載する月齢はSG基準で定める適用対象月齢の範囲内で各社が定める任意の範囲とする。
  - ・ 文字の大きさは8ポイント（縦寸法 約 2.8 mm）以上とする。ただし、月齢数字は10ポイント（縦寸法 約 3.5mm）以上とする。

(2) 「上記(1)」以外の外装面に、使用月齢を記載している場合（チャートでの月齢表示を含む）やSGマークのロゴを表示している場合には、次の対応を行うこと。

- ・ 外装同一面にSGマーク制度の適用対象月齢、若しくは適用対象外の月齢を記載すること。(記載例②参照)

(3) 「上記(1)」以外の外装面に、使用期間をまとめて記載している場合は、上記(2)の対応を行うこととする。ただし、使用期間の上限と下限がSG基準で定めた適用対象月齢の範囲内に入る場合には、この限りではない。

### 2. 本体表示について

(1) 本体については、次の対応を行うこと。

- ① 本体にはSGマークのロゴを印刷した縫い込みを付けること。
- ② SG基準で定める全ての使用形態と適用対象月齢を記載した縫い込みを付けること。(別紙 記載例③参照)
  - ・ SG基準で定める形式分類毎に記載すること。ただし、製品に該当しない形式については省略できる。
  - ・ 記載する月齢は、SG基準で定める適用対象月齢の範囲内で各社が定める任意の範囲とする。
  - ・ 文字の大きさは、本体に記載された使用月齢表示と同等以上の大きさとする。

### 3. 取扱説明書について

(1) 取扱説明書の見やすい箇所に、次の対応を行うこと。

- ① SGマークのロゴを表示すること。
- ② SGマークのロゴの近傍に、SGマーク制度の説明を記載すること。
- ③ SGマーク制度の説明文の近傍に、SG基準で定める全ての使用形態と適用対象月齢を記載すること。(別紙 記載例④参照)
  - ・SG基準で定める形式分類毎に記載すること。ただし、製品に該当しない形式については省略できる。
  - ・記載する月齢はSG基準で定める適用対象月齢の範囲内で各社が定める任意の範囲とする。
  - ・文字の大きさは、取扱説明書に記載の使用月齢表示と同等以上の大きさとする。

(2) 「上記(1)」以外の頁に、使用月齢を記載している場合(チャートでの月齢表示を含む)やSGマークのロゴを表示している場合には、次の対応を行うこと。

- ・同一視野内(見開きの場合にはどちらかの頁)にSGマーク制度の適用対象月齢、若しくは適用対象外の月齢を記載すること。(別紙 記載例②参照)

(3) 「上記(1)」以外の頁に、使用期間をまとめて記載している場合は、上記(2)の対応を行うこととする。ただし、使用期間の上限と下限がSG基準で定めた適用対象月齢の範囲内に入る場合には、この限りではない。

### 4. 別売りの付属品(頭あて等)について

(1) 外装については、1.(2)及び1.(3)と同様の対応を行うこと。

(2) 取扱説明書が付いている場合には、3.(2)及び3.(2)と同様の対応を行うこと。

## 外装(パッケージ)記載例①

### 月例表示10ポイント 文字8ポイント例



SGマーク制度の適用対象月齢は以下のとおりです。

- ・背負い: 首がすわった乳児期(4か月)から、36か月(体重15kg)まで
- ・横抱っこ: 新生児期(0か月)から、腰がすわる前の6か月(体重9kg)まで
- ・縦抱き: 首がすわった乳児期(4か月)から、24か月(体重13kg)まで  
ただし、頭当てを付けた場合には、縦対面抱っこは生後1か月から
- ・腰抱っこ: 腰がすわって(7か月)から、36か月(体重15kg)まで

## 外装(パッケージ)記載例②

### SGマーク制度の適用対象外例

- ・縦対面抱っこ: 0月から1か月まではSGマーク制度の対象外です。
- ・背負い: 36か月から48か月まではSGマーク制度の対象外です。

## 本体表示記載例③



SGマーク制度の適用対象月齢は以下のとおりです。

- ・背負い: 首がすわった乳児期(4か月)から、36か月(体重15kg)まで
- ・横抱っこ: 新生児期(0か月)から、腰がすわる前の6か月(体重9kg)まで
- ・縦抱き: 首がすわった乳児期(4か月)から、24か月(体重13kg)まで  
ただし、頭当てを付けた場合には、縦対面抱っこは生後1か月から
- ・腰抱っこ: 腰がすわって(7か月)から、36か月(体重15kg)まで

## 取扱説明書記載例④



SGマーク制度はSGマーク付き製品に欠陥があり、その欠陥により人身事故が発生した場合に製品安全協会が賠償措置を行う制度です。

SGマーク制度の適用対象月齢は以下のとおりです。

- ・背負い: 首がすわった乳児期(4か月)から、36か月(体重15kg)まで
- ・横抱っこ: 新生児期(0か月)から、腰がすわる前の6か月(体重9kg)まで
- ・縦抱き: 首がすわった乳児期(4か月)から、24か月(体重13kg)まで  
ただし、頭当てを付けた場合には、縦対面抱っこは生後1か月から
- ・腰抱っこ: 腰がすわって(7か月)から、36か月(体重15kg)まで